

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	令和元年9月16日 09時50分ごろ
発生場所	東京都大島町岡田港 岡田港防波堤灯台から真方位190° 310m付近 (概位 北緯34° 47.4' 東経139° 23.3')
事故の概要	押船第五 ^{こっしん} 進丸は、起重機船第八 ^{こっしん} 広進丸と押船列を構成して着岸操船中、第八広進丸が浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	令和元年9月20日、主管調査官（横浜事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 押船 第五広進丸、19トン 282-16232高知、山本建設株式会社（A社） B 起重機船 第八広進丸、総トン数なし（長さ63.0m） なし、A社
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	A なし B 右舷中央部外板に破口、右舷船首部外板等に擦過傷
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北北東、風力 6、視程 約1km 海象：波高 約3m 大島町には、9月13日10時12分に波浪注意報が、15日04時12分に強風注意報が発表され、本事故時も継続中であつた。
事故の経過	A船は、船長ほか3人が乗り組み、作業員3人を乗せ、B船の船尾凹部にA船の船首部を ^{かん} 嵌合して押船列（以下「A船押船列」という。）を構成し、荒天避難の目的で、岡田港の旅客船発着所岸壁の北側岸壁（以下「本件岸壁」という。）において左舷着けとしていたところ、大型客船の着岸の妨げになるので一旦岸壁から離れるよう要請を受けた。 船長は、風力6の北北東風が吹く状況下、離岸して大型客船の着岸を待つこととし、沖よりも港内の方が風が弱いと思い、岡田港の港奥部に向かい、船首を南東方に向けた状態で漂泊を開始した。 A船押船列は、大型客船が着岸後、本件岸壁に右舷着けとする目的で、機関を後進として北西進したところ、船尾方から入航する高速船を認めたので、同船が通過するのを待って左旋回しながら反転中、北北東風により南南西方の浅所に向けて圧流され、左舷錨を投下したものの、浅所に乗り揚げた。
分析	A船押船列は、風力6の北北東風が吹く状況下、本件岸壁から離岸

	するよう要請された際、沖よりも風が弱いと思い、反転する海域が狭い岡田港の港奥部に向かったことから、本件岸壁に向けて反転中に南南西方に圧流され、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、A船押船列が、風力6の北北東風が吹く状況下、本件岸壁から離岸するよう要請された際、沖よりも風が弱いと思い、反転する海域が狭い岡田港の港奥部に向かったため、本件岸壁に向けて反転中に南南西方に圧流され、浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・強い風が吹く状況下、港内で反転する場合、十分に広い海域で行うこと。